

第484回宮城海区漁業調整委員会議事録

委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲夫
(2) 発送年月日 令和4年3月16日(水曜日)

委員会の開催

- (1) 日時: 令和4年3月25日(金曜日)
午後2時から
- (2) 場所: 県行政庁舎9階 第一議室
仙台地方振興事務所
水産漁港部 1階会議室
石巻合同庁舎 101会議室
気仙沼合同庁舎 応接室

議題

- 審議事項
いかつり漁業の制限措置(案)等について

協議事項

- (1) 令和4年度海区漁業調整委員会開催計画について
(2) 令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

報告事項

- (1) 第37回太平洋広域漁業調整委員会について
(2) 漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について

その他

出席委員

会長	關 哲夫(県庁)	委員	鈴木 章登(気仙沼会場)
会長代理	岩沼 徳衛(県庁)	"	伊藤 新造(塩釜会場)
"	鈴木 政志(塩釜会場)	"	千葉 富夫(石巻会場)
委員	高橋 平勝(県庁)	"	平井 光行(県庁)

委 員 菊 田 守 (気仙沼会場) 委 員 館 田 あゆみ (県庁)

" 高 橋 一 郎 (気仙沼会場) " 石 森 裕 治 (石巻会場)

" 大 江 清 明 (石巻会場)

欠席委員

委 員 尾 定 誠

委 員 木 村 千 之 (石巻会場)

執行部 (事務局) 出席者

別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

それでは定刻となりましたので、ただ今から第484回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、新型コロナ感染症拡大防止の観点からWEB会議での開催となっております。

委員御発言の際には、スピーカーの操作等を行いますので、各会場でよろしくお願ひいたします。

はじめに、本日の委員の出席状況は、県庁5名、気仙沼会場3名、石巻会場3名、塩釜会場2名、計13名の方が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の御挨拶を關会長からお願ひいたします。

○關会長

(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

○水産林政部 石田副部長

(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布資料には、右上に番号を振っております。次第、出席者名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項(1)「いかつり漁業の制限措置(案)等について」、資料2といたしまして、協議事項

(1) 「令和4年度海区漁業調整委員会開催計画について」、資料3といたしまして、協議事項(2)「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」、資料4といたしまして、報告事項(1)「第37回太平洋広域漁業調整委員会について」、最後に資料5といたしまして、報告事項(2)「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」、以上5種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら、事務局またはお近くの職員にお声掛けください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願ひいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。3番の鈴木会長代理、9番の伊藤委員を本日の議事録署名委員に御指名いたします。よろしくお願ひします。

それではお手元の会議次第により、議事を進めてまいりますので、よろしくお願ひします。

【審議事項】

○關会長

審議事項(1)いかつり漁業の制限措置(案)等についてを上程いたします。
県から御説明をお願いします。長谷川課長お願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

審議事項の(1)いかつり漁業の制限措置(案)等について、説明させていただきます。これまでの委員会でも、毎回委員の皆様方に御審議をいたしておりますが、漁業法に基づく知事許可漁業の手続きといたしまして、海区漁業調整委員会の意見を聴いて制限措置を定め、許可処分を行ってきているところでございます。

いかつり漁業につきましては、6月1日から漁業時期を迎えるわけでございますが、県内船につきましては、昨年許可の有効期間を3年というふうにして許可しておりますが、県外からの入会船につきましては、許可の有効期間を1年として毎年許可することとしております。

本日は、漁業法第58条において準用する同法第42条第3項の規定に基づきまして、県外船を対象としたいかつり漁業の制限措置の内容について、御審議をいただきたいと考えております。

詳細につきましては、担当から御説明申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○關会長

はい。それでは、本田さんお願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

資料(1)を用いまして説明させていただきます。資料(1)、1枚おめくりください。まず、1ページとしまして、こちら県から海区委員会宛ての諮問文書の写しでございま

す。

次のページをお願いいたします。2ページが今回の審議の内容でございまして、いかつり漁業の制限措置、それから許可又は起業の認可を申請すべき期間としてございます。一旦、3ページから説明させていただきます。いかつり漁業許可の概要について要点をかいづまんで説明させていただきます。まず、いかつり漁業は小型いかつり漁船いわゆる総トン数5トン以上30トン未満の漁船を対象に、主にするめいかややりいか等を漁獲対象とした知事許可漁業でございまして、本県では昭和63年から許可制に移行してございます。水揚状況をグラフでございますが、まず、主要なするめいかにつきましては、近年、特に漁獲が減少しておりますが、平成4年頃からほとんどが底びきによる水揚が主となってきておりますが、多い時は40,000トン越えがございましたが、直近で約1,200トンまで減少しております。

次のグラフ、やりいかにつきましては、グラフの桁数が1つ少ないですけども、するめいかと比べますと、比較的安定して推移してございます。

一方のいかつり漁業でございますが、一番下のグラフですが、こちらは非常に漁獲が減っている状況でして、直近令和3年で20トンにもいかないというような漁獲の状況でございます。

次に4ページの方をお願いいたします。資源の状況ということで、国の資源評価の情報でございますが、まずするめいかにつきましては、日本周辺広く広域に分布、回遊してございまして、寿命は1年とされてまして海洋環境の変化で資源が非常に変動するとされておりまして、大きく2系統ございまして、この図面でございますが、特に宮城県沖ですと真ん中の冬季発生系群が東シナ海の辺りで冬場に産卵したものが北上してて、本県では三陸沖で操業するというようなものでして、ただ、するめいかの国の直近の資源評価によれば、1990年以降非常に安定して推移していたんですけども、直近2015年頃から主に産卵場の環境悪化等により激減し、現状、過去最低の水準付近にあるというふうに報告しております。

次にやりいかにつきましては、こちらも1年の寿命なんですが、するめいかと比較すると沿岸性が強いということで大規模な回遊はせずに、沿岸と沖の部分ですね、産卵場と索餌場を往復するとされておりまして、本県沖合で漁獲されるやりいかはこうやって常磐沖辺りでふ化したものが黒潮に流されて北上するというふうに考えられておりまして、直近の国の資源評価ではやりいか太平洋系群、資源水準は「高位」、資源動向は「増加」というような報告となってございます。

次、5ページをお願いいたします。本県の漁業者による自主管理というところでは、宮城県小型漁船漁業部会でございまして、この中で毎漁期、自主調整方針を策定しまして、漁獲上限等々ですね、きめ細やかなルール定めて、操業しているところでございます。

次に制限措置でございますが、こちらについては、漁業種類「いかつり漁業」、操業区域「宮城県沖合海面」としまして、漁業時期につきましては、今回県外船につきましては6月1日から翌年1月31日までとしてございます。総トン数5トン以上30トン未満、漁業を営む者の資格としまして、今回県外に住所を有する者、岩手県につきましては、業界間で共同利用海域の定期協定を交わしております、そこに参加するものという形として

ございます。許可の有効期間、県外船については1年という形にしてございます。

次の6番の許可の対象でございますが、許可の運用として、当該許可は海況により漁場形成が広域に変動するということで、道県間で出漁希望があつて行政間・業界間で調整の上で、相互入会の許可を出してきてございます。

県外船につきましては、漁期前に行行政間で出漁希望調査を行いまして、業界としていかつり委員会の意見を聴いて、許可隻数を決めているという経過がございます。直近の隻数の推移としまして県内船、令和3年で26隻、昨年で県外船が39隻という形となってございます。今回の公示枠案では県外船で3隻プラスという案としてございます。

6ページをお願いいたします。今回の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数、いわゆる公示枠の案でございますが、まず一番上の表は県外船の許可の隻数の推移でございまして、右側色を塗ってあるところが今回の制限措置の案でございます。北海道が12隻、青森が21隻、岩手が3隻、長崎2隻、新潟1隻、鳥取3隻、合計42隻でございまして、前年比としましては、北海道が5隻増、岩手が2隻減、新潟が1隻増、鳥取が1隻減、合計でプラス3隻という形になります。

次の表は逆に宮城県の船が他県海域に行っている許可の隻数の推移でございます。下の表はですね、実際にその許可を与えた県外船のいかつりの操業状況でございますが、冒頭の漁獲状況を御説明いたしましたとおり近年非常に漁獲状況が厳しい状況でございまして、県外船も昨年は実績が0、令和元年も0、令和2年、1隻のみ、1.5トンの漁獲というような状況でして、県内船も非常に少ないですけども、さらに少ないというところです。資料1点訂正ですけど、県内船のR3が0となってございましたが、こちらまだ集計がないということで訂正をお願いします。以上を踏まえまして、行政間での出漁希望照会の上で、今回の希望隻数踏まえた公示枠案についてですね、いかつり委員会の意見も聴きまして、漁場の調整上におきましては、今回の隻数であれば支障ないという回答がございまして、且つ、近年、県内での漁場形成は限られまして、県外船の操業もほぼ実態がない这样一个で前年比3隻増にはなりますが、支障はないと考えまして、以上のことから今回の公示枠案のとおりで許可したいという案でございます。

以上でございまして、もう一度2ページの方にお戻りいただきたいのですが、1番の制限措置につきましては、今申し上げた説明の内容でございまして、それぞれの県外船の隻数を記載してございます。許可等お申請すべき期間としまして、令和4年の4月1日から5月2日までという形で申請受付をして、許可手続きを進めたいという案でございます。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○關会長

はい、ありがとうございました。県から説明が終わりましたので質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言願います。

なお、発言に対しましては、拳手の上、議長の指名を得てから番号及び氏名を述べ、御発言願います。どなたか御意見等ございませんか。

これは調整が済んでいるそうですが、関係している方で御質問等ありませんでしょうか。なければ、いかつり漁業の制限措置（案）等については、県から諮問のあったとおり原案

どおりで差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和4年3月23日付け水振第5341号により諮問のあったこのことについては、原案どおりで差し支えない旨答申することいたします。

-----審議事項終了-----

【協議事項】

○關会長

次に、協議事項に移ります。

協議事項（1）「令和4年度海区漁業調整委員会開催計画について」を上程いたします。
事務局から御説明願います。

菅原さんお願いします。

○事務局 菅原技師

協議事項（1）の令和4年度海区漁業調整委員会開催計画につきまして、御説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、こちら1ページからもう1枚おめくりいただきまして、2ページ、3ページ、1ページから3ページまでが開催計画となってございますので、来年度の計画でございますけれども、今年度と同様の9回を開催予定と考えてございます。
7月、10月、1月を休会の予定としてございます。

委員会の議事等につきましては、今年度をベースとして作成いたしましたが、令和5年度、再来年度でございますけれども、漁業権の一斉切替が控えてございますので、こちらについて、2月、3月に御協議いただく予定となってございますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。また、時期によって変更等ございますので、近くになりましたら、改めて開催通知を通知させていただきまして、委員会を開催させていただきたいと考えてございます。

また、次の議題でも御説明ありますけれども、令和4年度につきましては、5月に全漁連の総会が宮城県の開催となってございまして、その他ですけれども、岩手、福島との交流会をこちら記載してございますけれども、今後の新型コロナウイルス感染症の状況等を注視しながら、開催について検討して参りたいと考えております。こちらも方向性が固まり次第、改めて委員の皆様に御周知させていただきたいと考えてございます。

4ページ以降、4ページ、5ページにつきましては、参考資料となりますけれども、今年度の開催実績を載せてございます。こちら後程御確認いただければと思います。説明につきましては以上となります。

○關会長

事務局からの説明終わりましたので、質疑に入ります。同じく質問等ございましたら、御発言お願いします。どなたかございますか。

はい、どうぞ。平井委員。

○平井委員

来年度の計画について、一番重要なのが漁場計画とか、漁業権の切替に関してだと思うんですけども、他県の状況なんか見ると、パブリックコメントを求めたりもしてると思うんですが、おそらく令和5年9月ぐらいからデッドラインになると思うんですけども、そこに向けて、いつ頃パブコメを出したりするかとかもう少し詳しい計画があれば教えていただきたいんですけども。

○關会長

芳賀さんお願いします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

漁業権の一斉切替の来年の令和5年9月に向けて、作業の方がこれから本格化することになります。漁業法が改正されまして、初めての切替で先ほど平井委員がおっしゃったようにこれまでの海区での公聴会等に加えて、パブリックコメントで広く意見をというような手続きが示されております。スケジュール的なことに関しましては、今後、具体的に流れを詰めた上で作業の方を進めていきたいと思います。切替に際して、国の方から技術的助言として漁業権の一斉切替の手続きなり、考え方なりを示されるんですが、今回の切替も漁業法の改正もありますので、通常より早く発出される見込みなんですが、まだ届いておりませんので、国の技術的助言を受けて、県としての方向性でしたり、具体的なスケジュール等を検討した上で、切替に向けた作業を進めていきたいと思います。以上です。

○關会長

平井委員よろしいでしょうか。

○平井委員

もう少しこうですか、たまたま岩手のホームページを見たら、ごく狭い範囲の漁業権について、少し切替作業をするので、いろいろ計画について意見を求めるというふうなものがありました。宮城の場合は、一斉で全部について、切替を行うときに、漁場計画というものをもう一度定め直して意見を聞いて、するという方針で小分けにしてするのではなくて、一斉にやるという計画でよろしいんでしょうか。

○關会長

芳賀さんよろしくお願ひします。

○水産業振興課 芳賀技術主幹

漁業権、基本的に区画漁業権ですと5年、共同漁業権ですと10年という有効期間がございますので、基本的にはそのスパンでの一斉での切替というような流れとなります。岩手県のケースですが、おそらく、近年のさけの不漁という部分もございまして、岩手県の方ではさけ、ますの養殖に新たに取り組むということで、昨年だと思いましたが、漁業権の変更免許のためのステップとなります。これまでぎんざけ養殖をやっていない地域で、新たに漁業権を免許しなければいけないので、その追加をする漁場計画を作成するプロセスとして、改正漁業法施行後の取組ですので、パブリックコメントで意見を求めてといったことになります。今後もこういったケースは出てくるとは思うんですが、どちらかといえばイレギュラーなケースだったのかなと考えております。以上です。

○關会長

よろしいですか。

○平井委員

はい。

○關会長

どうもありがとうございました。

○關会長

その他ございませんでしょうか。

石巻、塩釜、気仙沼の方はございませんか。

なければ、協議事項（1）「令和4年度海区漁業調整委員会開催計画について」はこれまでとします。

○關会長

次に、協議事項（2）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

○事務局 千葉主事

協議事項（2）の令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について、説明させていただきます。

資料おめくりいただきまして、1ページ目なんですけれども、前回の2月の委員会の際にも協議事項として御説明させていただいた内容と重複するところもあるんですけれども、開催日時と開催場所、こちらは前回の委員会の際にも御説明させていただきました。

まず、総会が令和4年5月19日、木曜日、こちら総会15時から17時まで、翌日5月20日、金曜日、現地視察として8時から13時まで、開催場所は仙台サンプラザのほうで総会を開催する予定となっております。

総会の当日、5月19日の流れになりますが、10時から12時まで、午前中、当海区の漁業調整委員会、県庁の方で開催する予定としております。15時から17時まで、こちらが総会になりますて、13時から15時までですね、ちょっと時間が空いているんですけども、時間の間にサンプラザの方で、通常総会の前に理事会と幹事会の方が開催される予定なんですけれども、当海区の方では該当がないのでこの時間ちょっと空くような形になります。

翌日5月20日金曜日の流れになりますが、8時に仙台駅東口に集合ということになりますて、貸し切りバスですね、一応今予約をしておりますので、そちらの方に乗っていただきまして、塩釜、松島の方を観光させていただきまして、13時に仙台駅東口で解散というような流れを検討しております。

今後のスケジュールについてというところですが、まず対面開催の場合と書面開催の場合と2パターンあるんですが、対面開催になった場合なんですけれども、3月下旬に全漁連の事務局より、開催通知の発送をする予定となっております。文面につきましては、対面開催というのを基本としているけれども、状況に応じて書面になりますという旨を注記した文面で通知を発送する予定のことあります。その開催方法を対面になるか、書面になるかの開催方法は4月15日に最終的に判断をするということで伺っておりましたので、その日までにどちらかになるかは決定するということになります。3月下旬から4月上旬ですね、こちらは事務局の開催通知とあわせまして、当海区事務局よりも各海区あてに出席者の紹介文を発送させていただきます。

こちらの提出期限は一応4月25日まで、最終判断が4月15日になっておりますので、それ以降の提出期限に設定させていただいております。4月下旬から5月上旬まで、出席者の取りまとめ、会場等と打ち合わせなどを行いまして、5月19、20日、当日を迎えるような流れになります。

裏面2ページ目に移っていただきまして、こちらは書面決議になった場合、3月下旬と4月上旬までの流れは、一緒なんですけれども、4月15日に書面決定された場合は、各海区宛てに出席者報告は不要になりますという旨の御連絡をさせていただきまして、その後、当海区で行う作業は特にないということがありました。

最後に出席人数と情報交換会について、こちらなんですけれども対面開催になった場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から出席者を各海区2名以内、会長と随行者1名などと設定させていただきまして、総会後に行われる情報交換会、こちらの方は中止としたいということで考えております。説明は以上になります。

○關会長

事務局から説明終わりましたので質疑に入ります。

何か御質問等ありましたら御発言願います。

これ悩ましいですね、対面なのか。

○岩沼会長代理

書面決議になった場合は、海区漁業調整委員会の会議は午後になつたりはしない、午前

中にやる。

○事務局 千葉主事
　　はい。

○關会長

4月15日になるまで悩ましいところですが、そういうふうにしてもそうですので、よろしく御了解ください。

なければ、協議事項（2）「令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会等通常総会について」はこれまでとします。

----- 協議事項終了 -----

【報告事項】

○關会長

次に報告事項に移ります。

報告事項（1）「第37回太平洋広域漁業調整委員会について」を上程します。

事務局から説明をお願いします。同じく千葉さんお願いします。

○事務局 千葉主事

報告事項（1）の第37回太平洋広域漁業調整委員会について、御説明させていただきます。

まず1ページおめくりいただきまして、こちら次第になっておりまして、第37回太平洋広域漁業調整委員会の議事次第ということで、令和4年3月8日火曜日に水産庁を会場としまして、会議が開催されました。

主な議題としましては、3番の方に書いてあります、（1）太平洋くろまぐろの遊漁に関する委員会指示について、（2）太平洋南部キンメダイに関する委員会指示について、（3）その他として予算関係ですね、こちらの議題というふうになっております。

2ページから4ページまでは当日の出席者名簿となってございます。

5ページ目をお開きください。こちらが今回の議題1つ目の太平洋広域漁業調整委員会指示の概要ということで、くろまぐろの関係になりますけれども、まず経緯としまして、遊漁によるくろまぐろの採捕については、30kg未満の小型魚は採捕禁止、30キログラム以上の大型魚を採捕した場合は水産庁への報告ということが、令和3年6月1日から義務づけられておりますけれども、それ以降、当初想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となったために、令和3年8月21日から令和4年5月31日までの間、遊漁による大型魚の採捕を禁止となっております。今回ですね委員会指示の後継措置として、令和4年の6月以降の遊漁によるくろまぐろの採捕に係る委員会指示を発出するものということになっております。

下の2の委員会指示の概要についてですが、まず(1)くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限、遊漁による小型魚の採捕を禁止、意図せず採捕した場合、直ちに海中に放流しなければならない。こちらは前回の委員会指示の内容と特に変更はないということです。

(2)くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限という方なんですけれども、こちら下線部の部分が今回変更となっているところになってございまして、まず、(ア)の1人1日当たり1尾を超えて大型魚を保持してはならない、大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならないということになっておりまして、1尾釣れた場合は2尾目以降をリリースしなければいけませんよという内容になってございます。(イ)の方は遊漁者が大型魚を採捕した場合は、重量等を報告しなければならないということなんですけれども、こちらですね8ページの(2)の(オ)という部分で下線を引いておりまして、遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び都道府県名を水産庁の方に報告しなければならないというところが、今回追加された部分になってございます。(ウ)の方に行きまして、委員会会長は、大型魚の採捕が漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み、又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨、公示するというふうになっているんですけども、その下に期間指定の考え方ということで表があるんですけども、全海区における採捕数量が以下の表の上段の時期、R4の6月、7月～8月、9月～10月、11月～12月ですね、こちらの時期ごとに下段の数量を超える恐れがある場合は、その該当の月の末日までですね、採捕を禁止することになっております。全海区における令和4年6月1日から採捕数量の累計が概ね40トンを超えるというふうな恐れがある場合、令和5年3月31日まで採捕を禁止するというふうになっております。

次のページにいっていただきまして(3)指示の有効期間ですね、こちらが令和5年3月31日までに変更になっております。

7ページ目から8ページ目は委員会指示の内容となっておりますので、後程、御確認いただければと思います。

9ページ、こちらは委員会指示の遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)ということで、くろまぐろの採捕の実績の報告方法であったり、報告に関する留意事項等について記載がございますので、後程、御確認いただければと思います。

13ページですね、こちらもくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針の案ということで、昨年発出したものから特に変更はないということなんですけれども、わかりやすく整理したものとなってございます。こちらも後程御確認いただければと思います。

14ページ、2つ目の議題といたしまして、太平洋南部キンメダイの広域資源管理という議題の方に移ります。資源の現状というところなんですけれども、キンメダイ、こちら、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、主に立縄漁業、底立延縄漁業、底刺網漁業で漁獲されておりまして、1都3県、東京都、千葉県、神奈川県、静岡県におけるキンメダイの漁獲量は、減少傾向にあります、関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源の水準は低位、減少というふうに判断しております。

資源管理の方向性というところなんですけれども、キンメダイの資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取り組みが重要

であり、このため、1都3県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続又は強化していくことに資源量を回復させることを目標としているということでございます。

4番の資源管理の措置というところなんですけれども、こちら関係する都県と関係する漁業者の操業海域の取り組み内容について、記載ございましたので、こちら、後程目を通していただければと思います。

15ページの関係者間の連携体制というところなんですけれども、以前よりキンメダイの資源管理は「1都3県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」というものを通じて議論を重ねておりましたけれども、その協議会のもとにですね、各都県の漁業者代表、行政研究担当者、水産庁及び水研機構で構成されている「漁業者代表部会」というものを設置して、年に2回程度、部会を開催しているということで、昨年の会議では、水産庁から資源を回復させるために、試行的に数量管理の導入を提案したところ、漁業者様から大変大きな反発があったということから水産庁と水研機構が浜回りを行いまして、各地区の漁業者の声を聞いています。努力量管理を進めることで、資源が回復できないのか、食害など他に対応すべき事項があるのではないか等々といった意見が出ているということありました。

今後はこれまでの自主管理の枠組みと並行して、TACのスケジュールであったり、資源管理に関する関係漁業者の意見を踏まえまして、改善・検討して協力をしていくという方向にしているということでございました。

16ページは実際にその浜回りを行った際の日時や地区、主な意見が記載されてございます。

17ページから39ページまでは取組の内容であったり、今説明した中身のスライドであったり、委員会指示の案や様式等とかの添付されておりますので、後程、御確認いただければと思います。

最後ですね、40ページの方御覧いただければと思います。こちらは令和4年度の水産庁の水産関係予算というふうになっておりまして、こちらの水産庁の方でこういった事業にこれぐらいの予算をやっておりますということで記述されておりましたので、こちらもお時間のある時、確認していただければと思います。

私からの説明は以上となります。

○關会長

県からの説明は終わりましたので質疑に入ります。御質問等ございましたら御発言お願いします。

○大江委員

令和4年度水産関係予算なんですが、昨年は宮城県でどのくらい使っているのでしょうか。

○關会長

よく聞こえなかったんですけど、マイクを近づけて大きい声でお願いします。

こちらから確認しますけども、今の説明の中で最後の方の水産関係の予算という部分についての質問ですね。

それで昨年度、この予算のうち宮城県に配分になった予算はいくらかという御質問でしょうか。

○大江委員

はい。

○關会長

長谷川課長さん、お願いします。

○水産業振興課 長谷川課長

今の御質問ですと、国の事業がうちの県にどれぐらい入ってたかということかと思うんですが、基本的にはですね広くいろいろな事業は活用いたしまして、例えば漁船リースとかもそうだと思いますし、資源調査ですね、こういったのもあるんですが、今のところでこれ全部取りまとめてる状況にはありませんので、今すぐお答えするのが正直難しいところでございます。もし可能であれば、次回の時に御報告ができるかと思うんですね、まだ年度が終わってませんので、予算の会計を閉じてるわけではないものですから、まだ金額が固まってないというのがあります。それと今申し上げましたとおりいろいろ多岐にわたっておりますので、今この場でお答えするのは正直難しいので、もし可能であれば次回までにまとめて御報告できるようにしたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

○關会長

今長谷川課長からの御説明のとおり、次回に取りまとめた結果をお示ししたいのですがよろしいでしょうか。

○大江委員

はい。わかりました。

○關会長

その他ございませんでしょうか。

なければ、報告事項（1）「第37回太平洋広域漁業調整委員会について」はこれまでとします。

○關会長

次に、報告事項（2）「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」を上程し

ます。県から御説明お願いします。

本田さん、お願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

資料(5)、1枚おめくりください。1ページでございますが、漁業権漁業における資源管理の状況等の報告についてということで、こちら令和2年12月1日から施行されております改正漁業法におきまして、漁業権者は資源管理の状況等について、都道府県知事が定める方法により、年1回以上、都道府県知事に報告することが、新たに定められました。また、都道府県知事は、報告を受けた事項について海区漁業調整委員会へ年1回以上報告するものというふうに新たな制度ができまして、具体的にですね、資源管理に関する取り組みの実施状況ですか、漁場の活用の状況をそれは団体漁業権の場合は、現状の行使の状況等を報告することとなりました。

次、2ページをお願いいたします。2ページのちょっと先に下の方ですね、3番、令和3年度以降の資源管理の状況等、報告についてというところで説明させていただきますが、その報告方法としまして、各漁業権ですね、定置、区画、第1種から3種の共同漁業がございますが、定置と共同漁業については4月から3月で報告対象期間という形で区切ってございます。区画漁業、いわゆる養殖につきましては、本県、様々な養殖ですね、異なる時期に水揚しておりますので、いわゆる年度漁期といいますか、この年度内に水揚開始した、漁期単位で報告してくださいという形で漁業権者の皆様にお知らせをしてございます。今回は、この上の方に戻っていただきまして、2番の令和2年度実績の報告でございますが、今回こちら初めてなりますが、漁業法の施行が令和2年12月1日からということで、令和2年度としては漁期途中からの報告ということになります。漁期のデータの区切り上、その一部のデータになったり、あとは組合の管理上、漁期単位で管理しているのはそういった状況もございまして、ちょっと不揃いなデータとなってございますが、12月1日から3月までの期間という形としてございます。従いまして、主に資源管理の取り組みの方を中心に報告いたしますが、3ページの方をお願いいたします。

実際に報告の概要に移りますが、報告対象といたしまして、現在の漁業権の免許の状況としてございます。区画漁業、いわゆる養殖は576件、それから定置漁業が33件、それから共同漁業権、第1種が60件、いわゆる地先海面で採貝、採藻類等がございます。それから第2種共同漁業権61件、こちら刺網ですか、かごとか、はもどうとかですね、小型定置等がございます。それから第3種としまして2件、これはつきいそとしまして、魚礁を設置して一本釣り等で漁獲する漁法でございますが、合計732件と膨大な量がございまして、一旦、ちょっとめくっていただいて、5ページの図面を見ていただきますと、今回732件のすべての図面は膨大になりますので、この全体図でイメージとして付けてございます。左上に凡例がございますが、この陸場と同じ色をした四角が区画漁業権です。太塗りのところが定置、それからそれ以外の点線が第1種、第2種、斜線が第3種というような形となってございます。3ページをお願いします。

2番としまして資源管理に関する取り組みの実施状況としまして、まず区画漁業でございますが、こちらにつきましては、漁協等ですね、漁場利用計画を策定しまして、自主的

に漁場環境の維持改善に努めて、調査等を実施しております、毎年県に報告してございます。漁場利用計画とはですね、持続的養殖生産確保法に基づくものでして、漁場環境の維持・改善を通じて、持続的に養殖生産を確保するという自主的な取り組みでして、計画を都道府県が認定するというような内容になってございまして、主に内容ということでここで書いてございますけども、水質、底質の調査とか養殖施設台数の適正な養殖可能数量の設定とか施設間の距離の確保とかですねそういう計画がございます。

次に、4ページをお願いいたします。定置漁業でございますが、こちら宮城県漁協及び牡鹿漁協におきまして、資源管理計画を定めていますね、操業期間に応じて、網揚げによる休漁期間の設定等に取り組んでいるほか、例えば、さけ稚魚放流時期の網の目合い調整、再放流ですか、小型化の再放流、それからユビキタス魚探の導入により、くろまぐろが多く入網した際に、網起こしの回数を減らす等のそういう取り組みが行われております。3つ目、共同漁業でございますが、こちらはまず、資源管理の主な取り組みとしては、あわび、なまこ及びうににつきましては、漁協支所単位で種苗放流を行っているほか、なまこの人工採苗による種苗生産とか磯焼け対策としてのうに駆除・移植等が行われております。また、わかめ、こんぶ等をはじめとする海藻類ですね、水揚するだけではなくて、あわび等のえさですか、稚魚育成場としても重要な機能を有しております、組合管理で海中造林の敷設ですか、あらめの種付け経営等を行っております。その他にあかがい、ほしがれい、ひらめの種苗放流等が行われております。

それから漁業権行使規則や操業管理規定による漁獲管理の部分でございますが、こちらはですね、団体管理漁業権ということで組合で定める行使規則によりまして、漁協ごとにできる漁業時期とか禁止漁法等々を規定しております、管理しております。それから共同漁業の対象魚種のうち、小型機船底びき網漁業に該当する、貝桁ですか、なまこけた網漁業を営む漁協支所におきましては、行使規則に加えまして、自主的な操業管理規定を定めて、きめ細かく管理しているという状況でございます。

令和2年度、先ほど説明いたしましたが、この報告につきましてはですね、改正法施行日以降を対象期間としたということで、多くの漁業では通期のデータとなっていないところもございます、まず、今回は新たな法制度内容の浸透や個々のデータ整備の準備期間としてですね、漁業権者の皆様に周知をしたところでございます。今後、令和3年度実績以降、通期でのデータを積み上げて、より具体的な漁場の利用状況の把握を図って参りたいと考えています。特に令和4年度からは、次期漁業権切替に向けたヒアリングや行使状況の調査等を行っていきますので、その際、報告結果に対する実態確認ですか、今後の免許について検討していくところで考えてございます。

次の6ページからが右側資料5-2としてございますが、実際に各漁業権者からの報告を取りまとめたものでございます。まず、6ページが区画漁業権の資源管理に関する取り組みでして、先ほど説明しました漁場利用計画に基づく内容でございます。6ページ、7ページが各支所分になります、めくっていただいて、今度横面ですね、8ページからが実際の区画漁業の漁種別、漁業権別の実績になりますが、こちらがちょっと漁期途中だったり、ちょっと不揃いなデータになってございますが、8ページが北部、9ページ、10ページが中部地区で、11ページが南部地区ということで載せてございます。

あとちょっと進ませていただいて、12ページからが定置漁業というところで、先ほど概要で説明した部分が12ページから14ページまでに載せてございまして、最後にA3の1枚が定置漁業のこちらも12月から3月までの実績になるんですが、漁業権別、漁種別の数量実績ということになります。

続きまして、最後の冊子、資料5-3ということでA3の分厚い資料でございますが、こちらは共同漁業権になりました、こちらも同様にA3の資料が一式、第1種漁業共同漁業権になりました、A3の終わったA4の横面の34ページからが第2種共同漁業権の報告でございまして、最後のページに第3種共同漁業権という形で載せております。今後は通年でのデータの報告受け、より具体的な報告をする形にしていきたいと考えてございます。説明については以上になります。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。

県からの説明終わりましたので質疑に入ります。御質問等ありましたらお願ひします。

去年までは全くこの作業はなかったわけですね。

大変な量の仕事が増えたように思うんですが、質問等ございませんか。

はい。

高橋委員。

○高橋（平）委員

大変膨大な資料御苦労さまでした。

この資料なんですけども、今後どのような活用が、考えられるんでしょうか。

○關会長

本田さん、お願ひします。

○水産業振興課 本田技術主査

今回の改正漁業法による新たな制度ということで、国からもガイドラインという形で示されておりますが、今後、この報告を毎年漁業権者の方々から都道府県に報告をもらって、それを海区にも報告する中で都道府県の責務として、その漁場が適切かつ有効に活用されているか、それをチェックして必要があれば、指導をするというような流れになっていきます。

ただ、実際に各県ともいろいろ情報交換しているんですけども、全く初めての取り組みでして、特に漁業権者の方の負担は非常に大きくて、まずはちょっと手探りで今進めているというところが現場の状況でございます。以上です。

○關会長

よろしいでしょうか。

○高橋（平）委員

はい。

○關会長

他にございませんか。

はい。平井委員、どうぞ。

○平井委員

今の御意見に関連したことなんですけども、すごく莫大な資料で作成が大変だという、大変よく理解できます。

この資料の活用方法について、今、御意見がありましたけども、今は何か事実、こうだつたってことが書かれてるので、今後、これから改善していく中で、こういう取り組みをしたいとか、今年はこういうところで問題があったとか、課題とか、将来に向けての意見とか、そういうことを少し書けるような覧でもあれば、この委員会においても、県の皆さんにおいても、また参考になるだろうし、ヒアリングで出てくるということも大事なんですけども、これも紙で残しておくということは積み重ねていくのが大事かなというふうに思いますので、御検討いただければと思います。

○關会長

はい。よろしいでしょうか。

はい、本田さん。

○水産業振興課 本田技術主査

御指摘のとおりでございまして、冒頭、1枚目の資料にも書いてあるんですけども法律の施行規則の部分でもですね、都道府県の意見を付してと報告することという形にはなってございまして、今回の報告に対してはですね、今後、実態は来年度以降の漁場更新の調査とかですね、ヒアリングの中で、切替に向けて、確認・検討していくという整理としてますので、ただ、これは通年でデータが出てきた場合はですね、これを1回で今回のようにどさっと出すだけだとなかなか厳しいと考えておりますので、その辺、御意見の部分も考慮して報告していきたいと考えております。

○關会長

はい、よろしいでしょうか。平井委員。

○平井委員

はい。

○關会長

他にございませんか。塩釜、気仙沼、石巻の方は、御意見ございませんか。

特ないですね。なければ、報告事項（2）「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」はこれまでとします。

----- 報告事項終了 -----

○關会長

次に、その他に移ります。何かございますか。県からは特ないですか。

○各委員

特になし

○關会長

次に、事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から次回の委員会の開催日時について御連絡いたします。

次回は、4月26日（火）、午後2時から、場所は県庁11階第二会議室で開催を予定しております。

また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、今回と同様に、WEBでの開催も検討しております。詳しくは次回の通知発送の際に御案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○關会長

本日予定しておりました議題は以上すべて終了しましたので、本日の委員会はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

○事務局 鈴木総括次長

委員の皆様、本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —

《議決（決定）事項》

審議事項

いかつり漁業の制限措置（案）等について

協議事項

（1）令和4年度海区漁業調整委員会開催計画について

（2）令和4年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

報告事項

（1）第37回太平洋広域漁業調整委員会について

（2）漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について

その他

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会長

鶴野哲夫

署名委員

鈴木直志

署名委員

伊藤新造

書記

龍上留子

